

令和8年鎌ケ谷市農業委員会第5回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第5回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和8年5月11日（月） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員	2. 高橋 雅浩 委員	3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員	5. 板橋 睦男 委員	6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員	8. 奥山 喜和子委員	9. 時田 將 委員
10. 山田 芳裕委員	11. 皆川 利一委員	

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員	飯田 展久 委員	尾形 真宏 委員
鈴木 久夫 委員	渋谷 庄司 委員	

3 事務局出席者

出席職員 2名

主査 浅海 一洋	主査補 鈴木 庸平
----------	-----------

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について

- ・議事

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画について	2件
議案第3号	令和7年度最適化活動の点検・評価（案）について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	3件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	4件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	3件
報告第5号	転用事実確認証明について	2件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

10番、山田芳裕委員、

1 1 番、皆川利一委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。

議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は 3 班です。

古川和昭班長より総括報告をお願いいたします。

古川 班長 議長

時田 議長 古川和昭班長

古川 班長 3 班の現地調査の報告をいたします。

5 月 1 日午後 2 時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員 3 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 3 名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第 4 条の規定による許可申請について 1 件、農用地利用集積等促進計画について 2 件の合計 3 件です。

3 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で 3 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補 議長

時田 議長 鈴木主査補

鈴木主査補 議案書の 3 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆、面積 1, 5 6 4 平方メートルの貸駐車場用地です。

申請理由は、申請人は農地の管理に苦慮していたところ、申請地付近の事業者から貸駐車場の要望があったこと、また、申請地付近では開発に伴う人口増加により、近隣の貸駐車場は飽和状態であり、利用見込みが高いことから転用計画は妥当なものであると思われます。

雨水対策については、浸透枡を 3 か所に設置し自然浸透とし、オーバーフロー分を U 字溝に放流します。周辺農地への被害防除につきましては、周囲をコンクリートブロック 2 ～ 5 段積みで囲い土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径 3 0 0 メートル以内に鉄道の駅があることから、第 3 種農地に該当します。

資金につきましては、借入金で賄うこととしており、金融機関の融資見込証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等はないことから、問題はないものと思われま。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

板橋 委員

議長

時田 議長

5 番、板橋委員

板橋 委員

議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、をご報告いたします。

5 月 1 日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、現況が畑 1 筆、面積 1, 5 6 4 平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、雨水対策について詳細の説明を求めたところ、U 字溝に放流すること、また、現地の出入口付近に電柱があり、土地利用計画図に表記がなかったこと、また、周囲の既設ブロックの活用について確認したところ、雨水については浸透枥を設置し、電柱はそのまま、既存ブロックの活用はしないとのことであり、修正された土地利用計画図等を、本日、確認いたしました。次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中は出入りには十分注意すること、また、駐車場利用者にも周知すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用 6 か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第 1 号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第 1 号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第 2 号農用地利用集積等促進計画について、審議番号 1 を議題といたしますが、審議番号 1 及び審議番号 2 を内容により一括審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補 議長

時田 議長 鈴木主査補

鈴木主査補 議案書の 4 ページをご覧ください。

議案第 2 号農用地利用集積等促進計画について、審議番号 1 及び審議番号 2 を一括してご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、審議番号 1 が、畑 2 筆、合計面積 3, 6 6 6 平方メートルの新規の賃借権で、新たに 1 0 年間の利用権を設定するものです。審議番号 2 は、畑 2 筆、合計面積 1, 0 8 2 平方メートルの新規の賃借権で、新たに 1 0 年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第 2 号農用地利用集積等促進計画について、審議番号 1 及び審議番号 2 を一括して報告いたします。

現地は、審議番号 1 が、畑 2 筆、合計面積 3, 6 6 6 平方メートルで、審議番号 2 は、畑 2 筆、合計面積 1, 0 8 2 平方メートルで、ともに現地は普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、いずれも新規の農用地利用集積等促進計画で、新たに賃借権の設定を 1 0 年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第3号令和7年度最適化活動の点検・評価(案)について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補 議長

時田 議長 鈴木主査補

鈴木主査補 議案書の5ページから11ページをご覧ください。

議案第3号令和7年度最適化活動の点検・評価(案)について、をご説明いたします。

本件は、農林水産省経営局長通知に基づき設定した農業委員会、及び推進委員の活動について点検・評価を行うものです。

7ページ1、最適化活動の成果目標につきましては、(1)農地の集積目標10パーセントに対して、実績は5.7パーセントと目標を達成できませんでした。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消につきましては、緑区分の解消目標面積0.6ヘクタールに対し、実績は0パーセントと目標を達成できませんでした。

また、黄区分の解消のための工程表の策定につきましては、市、JA及び農業事務所と解消に向けた意見交換を行いました。が、工程表は策定しておりません。

次に8ページ(3)新規参入の促進につきましては、農地所有者の同意を得る農地面積の目標0.6ヘクタールに対して、実績は0ヘクタールと目標を達成できませんでした。

続きまして、9ページの最適化活動の活動目標につきましては、9月、10月及び11月と3か月の強化月間を実施いたしました。

次に、10ページ新規参入相談会への参加につきましては、10月に新規就農相談会を実施いたしました。

以上を踏まえ、農業委員会の目標の達成状況、及び推進委員の目標の達成状況は、農林水産省経営局長通知の目標の達成状況の評語の適用方法により集計した結果、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

以上です。

時田 議長 それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、事務局の説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第5号までを事務局から報告願います。

鈴木主査補 議長

時田 議長 鈴木主査補

鈴木主査補 それでは、議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページから14ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について3件、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について4件の合計7件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

報告第5号転用事実確認証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも資材置場として使用されていたので、事務局長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長 以上で、令和8年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時10分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 8 年 6 月 9 日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 皆川 利一